

山梨県公報

号外第十一号

平成十六年

三月三十日

火 曜 日

目 次

規則

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則……………一
 県職員職の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………九
 山梨県と畜場法施行細則等の一部を改正する規則……………九
 山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………二六
 山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則……………三〇
 山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………三〇
 山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則……………三〇
 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………三七

規 則

山梨県規則第十六号

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務取扱規則

(趣旨)

第一条 この規則は、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。)第二十條の二第九項、第二十五條の四第二項及び第十六項、第三十八條の四第十九項並びに第三十九條の七第九項及び第十一項の規定に基づく認定事務に關し、必要な事項を定めるものとする。

(特定の民間再開発事業認定の申請手続)

第二条 政令第二十條の二第九項又は第三十八條の四第十九項の規定に基づく認定(以下「特定の民間再開発事業認定」という。)を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書(第一号様式)に次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

ならない。

一 事業の施行地区(以下「施行地区」という。)に係る土地の登記簿謄本(借地権について登記がされていない場合にあっては、その借地権が存することを証明する書面)

二 施行地区の付近見取図(方位、道路、目標となる建物等及び施行地区を記載した図面で縮尺二千百分の一以上のもの)

三 施行地区内の各敷地の区分及び各建物の位置を記載した図面(縮尺千分の一以上のもの)

四 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第四項及び第六條の二第一項に規定する確認済証(以下「建築確認済証」という。)の写し

五 事業に係る中高層耐火建築物の配置図及び各階平面図(縮尺五百分の一以上のもの)

六 施行地区内にある都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第四條第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十六條第一項に規定する空地の位置及び規模を記載した図面(縮尺五百分の一以上のもの)

七 施行地区内にある地区施設(都市計画法第十二條の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。以下同じ。)が次のイからニまでのいずれかに該当する場合には、同号に規定する地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八條の二第一項の規定による条例の写し

イ 都市計画法第十二條の四第一項第一号の規定による地区計画の区域内における地区施設

ロ 都市計画法第十二條の五第三項の規定による再開発等促進区における地区施設及び同條第四項第二号の規定による施設

ハ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二條第一項の規定による防災街区整備地区計画の区域内における地区施設

ニ 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九條第一項の規定による沿道地区計画における地区施設

八 その他知事が必要と認める図書

(特定の民間再開発事業認定の申請手続)

第三条 政令第二十五條の四第二項又は第三十九條の七第九項の規定に基づく認定(以下「特定の民間再開発事業認定」という。)を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書(第二号様式)に次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

一 事業の施行地区(以下「施行地区」という。)に係る土地の登記簿謄本(借地権について登記がされていない場合にあっては、その借地権が存することを証明する書面)

ない。

- 一 前条各号に掲げる図書
- 二 事業の施行後における施行地区内の土地の所有権又は借地権が事業の施行前に当該土地の所有権又は借地権を有する者を含む二以上の者により共有されることを証する同意書等の書類

(地区外転出事情認定の申請手続)

第四条 政令第二十五条の四第十六項又は第三十九条の七第十一項の規定に基づく認定(以下「地区外転出事情認定」という。)を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書(第三号様式)に政令第二十五条の四第十六項第一号に掲げる事情によるものにあつては第一号に掲げる書面を、同項第二号又は政令第三十九条の七第十一項に規定する事情によるものにあつては第二号に掲げる書類を添付して知事に提出しなればならない。

- 一 住民票の写し、身体障害者手帳の写しその他資産を譲渡した個人又はその同居者の年齢又は身体上の障害を証する書面

- 二 従前の事業に係る許可証の写し、商業登記簿の謄本その他従前の事業の概要を記載した書類

(原本の提示)

第五条 知事は、特定の民間再開発事業認定、特定民間再開発事業認定又は地区外転出事情認定をしようとする場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者(以下「申請者」という。)に、建築確認済証、身体障害者手帳等の原本の提示を求めることができる。

(認定済証の交付)

第六条 知事は、特定の民間再開発事業認定、特定民間再開発事業認定又は地区外転出事情認定をしたときは、それぞれ特定の民間再開発事業認定済証(第四号様式)、特定民間再開発事業認定済証(第五号様式)又は地区外転出事情認定済証(第六号様式)を申請者に交付するものとし、これらの認定をしないときは、申請者にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
 氏名
 （法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の氏名）印

特定の民間再開発事業認定申請書

租税特別措置法施行令 { 第20条の2第9項 } の規定に基づき、特定の民間再開発事
 { 第38条の4第19項 }

業の認定を受けたいので申請します。

施行地区	所在地				
	地区の種類	高度利用地区・地区計画の区域・再開発等促進区・防災街区整備地区計画の区域・沿道地区計画の区域			
	面積	㎡(登記・実測)			
従前の権利者及びその権利の状況	氏名又は法人の名称	住所又は事務所の所在地	土地の所在地及び地番	土地の面積(㎡)	所有権又は借地権の別
事業の概要	所在地の用途地域				
	主たる用途				
	中高層耐火建築物の概要	敷地面積	㎡		
		建築面積	㎡		
		構造			
		地上階数	階		
	都市計画施設又は地区施設	施設の名称			
	施設の面積	㎡			
空地の状況					%

- 備考
- 1 「施行地区」の欄中「地区の種類」及び「面積」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。
 - 3 「空地の状況」の欄には、申請に係る事業における建築基準法施行令第136条第1項の規定による空地率を記載すること。
 - 4 施行地区の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を、登記簿上の権利者と真の権利者が異なる場合には必要に応じ真の権利を証する書面を、それぞれ添付すること。
 - 5 申請に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名) 印

特定民間再開発事業認定申請書

租税特別措置法施行令 { 第25条の4第2項 } の規定に基づき、特定民間再開発事業の
{ 第39条の7第9項 }

認定を受けたいので申請します。

施行地区	所在地					
	地区の種類	高度利用地区・地区計画の区域・再開発等促進区・防災街区整備地区計画の区域・沿道地区計画の区域				
	面積	㎡(登記・実測)				
従前の権利者及びその権利の状況	氏名又は法人の名称	住所又は事務所の所在地	土地の所在地及び地番	土地の面積(㎡)	所有権又は借地権の別	
事業の概要	所在地の用途地域					
	主たる用途					
	中高層耐火建築物の概要	敷地面積				㎡
		建築面積				㎡
		構造				
		地上階数				階
	都市計画施設又は地区施設	施設の名称				
施設の面積					㎡	
空地の状況				%		
施行後の敷地に係る権利の状況	1 所有権の共有 2 借地権の共有					

- 備考
- 「施行地区」の欄中「地区の種類」及び「面積」並びに「事業の概要」の欄中「施行後の敷地に係る権利の状況」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。
 - 「空地の状況」の欄には、申請に係る事業における建築基準法施行令第136条第1項の規定による空地率を記載すること。
 - 施行地区の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を、登記簿上の権利者と真の権利者が異なる場合には必要に応じ真の権利を証する書面を、それぞれ添付すること。
 - 申請に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 (地区外転出者)
 住所
 氏名 (建築主) 印
 住所
 氏名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の氏名)

地区外転出事情認定申請書

租税特別措置法施行令 { 第25条の4第16項 } の規定に基づき、地区外転出事情の認
 { 第39条の7第11項 }

定を受けたいので申請します。

申請に係る特定民間再開発事業	所在地
	中高層耐火建築物の主たる用途
地区外転出者の従前の状況	建物の所在
	建物の用途
地区外転出の理由	

備考 申請に当たっては、文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

特定の民間再開発事業認定済証

第 年 月 号 日

山梨県知事 印

次の事業は、租税特別措置法 { 第20条の2第9項 } の規定に基づき、特定の民間再
 { 第38条の4第19項 }

開発事業として認定したことを証明します。

1 認定年月日 年 月 日

2 施行地区の所在地及び面積

所在地

地区の種類

面積 (㎡)

3 認定を受けた者の住所及び氏名

住所

氏名

4 従前の権利者及びその権利の状況

	氏名又は法人の 名称	住所又は事務所の 所在地	土地の所在 地及び地番	土地の面積 (㎡)	所有権又は借 地権の別
従前の権利者 及びその権利					

第5号様式(第6条関係)

特定民間再開発事業認定済証

第 年 月 号 日

山梨県知事 印

次の事業は、租税特別措置法 { 第25条の4第2項 } の規定に基づき、特定民間再開発
 { 第39条の7第9項 }

事業として認定したことを証明します。

1 認定年月日 年 月 日

2 施行地区の所在地及び面積

所在地

地区の種類

面積 (㎡)

3 認定を受けた者の住所及び氏名

住所

氏名

4 従前の権利者及びその権利の状況

	氏名又は法人の 名称	住所又は事務所の 所在地	土地の所在 地及び地番	土地の面積 (㎡)	所有権又は借 地権の別
従前の権利者 及びその権利					

地区外転出事情認定済証

第 年 月 号 日

山梨県知事 印

次の者について、租税特別措置法施行令 { 第25条の4第16項 } の規定に基づき、地
{ 第39条の7第11項 }

区外転出事情があるものとして認定したことを証明します。

1 認定した者の住所及び氏名

(地区外転出者) 住所

氏名

(建築主) 住所

氏名

2 認定年月日

年 月 日

3 地区外転出事情該当条項

租税特別措置法施行令第 条第 項第 号

租税特別措置法施行規則第 条第 項第 号

4 特定民間再開発事業の認定番号

年 月 日 第 号

山梨県規則第十七号

県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表本庁に置かれる職の欄中「局長、リニア推進長」を「政策秘書室長」に改め、「総合政策室長」を削り、「県民室長」の下に、「出納局長」を加え、「流通企画監」、「道路監理監」、「道路企画監」、「支出審査監」、「産業立地監、産業交流監」、「水利調整監」、「税務システム開発監」及び「保健監、廃棄物対策推進監」を削り、「職業能力開発監」の下に、「危機管理監、少子化対策推進監、交流推進監、工事施工管理監、高速道路推進監、道路管理監、債権管理指導監」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「商品テスト専門幹」を削り、「食肉検査指導幹」の下に、「男女共同参画推進幹」を加え、「主任特殊医療器械操作士」を削る。

第二条第一項中、「主任特殊医療器械操作士」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

山梨県と畜場法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県と畜場法施行細則等の一部を改正する規則

（山梨県と畜場法施行細則の一部改正）

第一条 山梨県と畜場法施行細則（昭和二十八年山梨県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県と畜場法施行細則

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に、「別段の定」を「別段の定め」に、「外」を「ほか」に改める。
第二条を次のように改める。

（と畜場設置許可申請書等）

第二条 法第四条第二項の申請書は、と畜場設置許可申請書（第一号様式）のとおりとする。

2 法第四条第三項の規定によると畜場の構造設備等の変更の届出は、と畜場構造設備等変更届（第二号様式）によらなければならない。

第三条中「第四条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第五条から第八条までを次のように改める。

（衛生管理責任者設置（変更）届）

第五条 法第七条第六項の規定による衛生管理責任者の設置又は変更の届出は、衛生管理責任者設置（変更）届（第三号様式）によらなければならない。

（作業衛生責任者設置（変更）届）

第六条 法第十条第二項の規定において準用する法第七条第六項の規定による作業衛生責任者の設置又は変更の届出は、作業衛生責任者設置（変更）届（第四号様式）によらなければならない。

（と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書等）

第七条 法第十二条第一項の規定によると畜場使用料又はとさつ解体料の認可の申請は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書（第五号様式）によらなければならない。

い。

2 前項のと畜場使用料又はとさつ解体料の額の変更の認可の申請は、と畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書（第六号様式）によらなければならない。

（自家用とさつ届）

第八条 法第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出は、自家用とさつ届（第七号様式）により、当該とさつをしようとする日の五日前までに行わなければならない。

第十条を削り、第十一条を第十三条とする。

第九条の見出し中「と畜場番号」を「と畜場番号」に改め、同条中「第八条」を「第十七条」に、「と畜場番号」を「と畜場番号」に、「と畜場名」を「と畜場名」に改め、同条を第十二条とする。

第八条の次に次の三条を加える。

（と畜場外とさつ許可申請書）

第九条 政令第四条第二号の規定によると畜場以外の場所における獣畜のとさつの許可の申請は、と畜場外とさつ許可申請書（第八号様式）によらなければならない。

（牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書等）

（牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書等）

第十条 次の各号に掲げる申請は、当該各号に定める様式によらなければならない。

- 一 政令第五条第一項第一号の規定による牛の皮の持出しの許可の申請 牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書（第九号様式）
- 二 政令第五条第一項第二号の規定による牛の卵巣の持出しの許可の申請 牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書（第十号様式）
- 三 政令第五条第一項第三号の規定による獣畜の肉等の持出しの許可の申請 獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書（第十一号様式）
（と畜検査申請書）

第十一条 政令第七条の申請書は、と畜検査申請書（第十二号様式）のとおりとする。
第一号様式から第八号様式までを次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

と畜場設置許可申請書

と畜場法第4条第2項の規定により、と畜場の設置の許可を申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 一般と畜場又は簡易と畜場の別
- 3 処理する獣畜の種類及び1日当たりの最高処理頭数
- 4 食肉の取引を行おうとする場合は、その概要

注 次の図面及び書類を添付すること。

- 1 と畜場の構造設備の概要を記載した書類、平面図及び縮尺1万分の1以上の付近の見取図
- 2 使用水の水質検査成績書(水道水を使用するものを除く。)
- 3 法人にあつては、定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずる事項を記載したものの
- 4 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項を記載したもの

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

と畜場構造設備等変更届

と畜場法第4条第3項の規定により、と畜場の構造設備等の変更を届け出ます。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 変更予定年月日
- 3 変更しようとする事項及びその内容
- 4 変更の理由

注 次の図面及び書類を添付すること。

- 1 と畜場の構造設備の変更にあつては、変更の概要を記載した書類及び変更後の平面図
- 2 と畜場法施行規則第1条第1項各号(第2号(所在地に限る。))及び第3号を除く。)に掲げる事項及び同条第2項の添付書類に記載した事項のうち主な事項の変更にあつては、その事実を証明する書類

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

衛生管理責任者設置(変更)届

と畜場法第7条第6項の規定により、次のとおり衛生管理責任者の設置(変更)を届け出ます。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 衛生管理責任者の住所、氏名及び生年月日
(と畜場管理者が自ら衛生管理責任者になった場合には、その旨を併せて記載すること。)
- 3 と畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 4 衛生管理責任者を設置(変更)した年月日

注 と畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証明する書類又はその写しを添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

作業衛生責任者設置(変更)届

と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により、次のとおり作業衛生責任者の設置(変更)を届け出ます。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 作業衛生責任者の住所、氏名及び生年月日
(と畜業者が自ら作業衛生責任者になった場合には、その旨を併せて記載すること。)
- 3 と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 4 作業衛生責任者を設置(変更)した年月日

注 と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証明する書類又はその写しを添付すること。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書

と畜場法第12条第1項の規定により、と畜場使用料・とさつ解体料の認可を申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 と畜場使用料・とさつ解体料の額(1頭につき)

(単位 円)

	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊
と畜場使用料						
とさつ解体料						

注 次の書類を添付すること。

- 1 前年度の収支計算書及び今年度の収支見込明細書
- 2 減価償却費、税金その他査定の参考になる事項を記載した書類

山梨県知事

殿

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

と畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書

と畜場法第12条第1項の規定により、と畜場使用料・とさつ解体料の額の変更の認可を申請します。

1 と畜場の名称及び所在地

2 変更しようとする と畜場使用料・とさつ解体料の額（1頭につき）及びその理由
（単位 円）

	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊
と畜場使用料						
とさつ解体料						

理由

3 現に受けている と畜場使用料・とさつ解体料の額（1頭につき）及びその認可年月日
（単位 円）

	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊
と畜場使用料						
とさつ解体料						

認可年月日 年 月 日

注 次の書類を添付すること。

- 1 前年度の収支計算書及び今年度の収支見込明細書
- 2 減価償却費、税金その他査定の参考になる事項を記載した書類

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者

住 所

職 業

氏 名

印

自家用とさつ届

と畜場法第13条第1項第1号の規定により、自家用とさつを届け出ます。

- 1 とさつしようとする年月日時
- 2 とさつしようとする場所及びその周囲の概要
- 3 とさつしようとする獣畜

種 類	性 別	年 齢	特 徴	重 量	備 考
				Kg	

- 4 食用に供しようとする者の範囲(自己及び同居者の人数)
- 5 自己及び同居者以外の者の食用に供するときには、その旨及び重量

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

住 所

職 業

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

と畜場外とさつ許可申請書

と畜場法施行令第4条第2号の規定により、と畜場以外の場所における獣畜のとさつの許可を申請します。

- 1 と畜場外でとさつを行う理由
- 2 とさつしようとする年月日時
- 3 とさつしようとする場所及びその周囲の概要
- 4 とさつしようとする獣畜

種 類	性 別	年 齢	特 徴	重 量	備 考
				Kg	

第9号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

第八号様式の次に次の四様式を加える。

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法第14条第3項第2号の規定により、牛の皮のと畜場外への持出しの許可を申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮の持出しの開始年月日及び終了年月日
- 3 1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限
- 4 持ち出しを行う牛の皮の個体識別の方法
- 5 牛の皮の持出しを行う者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び連絡先